

国保だより

お手元の健康保険証の有効期限をご確認ください。

令和7年8月1日以降順次、健康保険証は使えなくなります。

マイナ保険証か資格確認書
で医療機関・薬局にて受付をしてください。

マイナ保険証
の利用を
ご希望の方

利用登録済み ▶ そのまま医療機関等でご利用ください。
の場合
未登録の場合 ▶ 医療機関等にある顔認証付きカードリーダー
で利用登録ができます。
※マイナポータル等でも登録できます。

マイナ保険証を
お持ちでない方

お手元の健康保険証の有効期限前に**資格確認書**が交付されます。詳しくは、加入している保険者にお問い合わせください。

マイナ保険証の
利用が困難な方

ご高齢の方や障害をお持ちの方など、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している保険者に**申請すれば資格確認書**が交付されます。

※後期高齢者医療制度にご加入の方には、令和8年7月までの間は、マイナ保険証の有無に関わらず、申請しなくても**資格確認書**が交付されます。

住民課 国保係 ☎55-3112

年金だより

国民年金保険料の支払方法が選べます！！

選べる各種類の支払方法

6か月、1年、2年分をまとめて前払い(前納)するとお得です！

①口座振替による継続的なお支払い

②クレジットカードによる継続的なお支払い

まとめて前払い(前納)すると国民年金保険料が割引されます。

お支払い保険料と前納割引額

種類	1か月		6か月		1年		2年	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
口座振替	17,510円	60円	103,870円	1,190円	205,720円	4,400円	408,150円	17,010円
クレジット	17,510円		104,210円	850円	206,390円	3,730円	409,490円	15,670円

申込方法：

●オンラインでのお申込み

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、ねんきんネット上で口座振替申出手続きが可能です。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。



●郵送または窓口でのお申込み

平田村役場またはお近くの年金事務所へお越しください。

マイナポータル 検索

消防署からのお知らせ



9月9日は救急の日

「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に昭和57年に定められ、以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間(日曜日から土曜日まで)を「救急医療週間」としています。今年は、9月7日(日)から9月13日(土)までが「救急医療週間」です。

★救急車の適正利用にご協力ください★

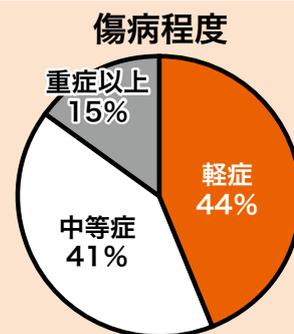
全国的に救急件数は増えており、須賀川地方広域消防組合管内でも年々件数が増加しています。軽い症状やタクシー代わりに救急車を利用する人が増え社会問題になっています。救急車は地域の限られた資源であり、病気・怪我の症状が軽い人が救急車を利用することで、緊急性の高い症状の人や重症者への対応が遅れてしまうことがあります。一刻も早い治療が必要な人のために、「救急車の適正利用」にご協力をお願いします。

※ただし、命に関わる病気や怪我で、緊急に病院へ行かなければならない場合は、迷わず119番通報してください。

～令和6年救急出動件数～

須賀川地方広域消防組合管内
合計6085件(1日平均約17件) 平田村256件

救急搬送された人のうち入院を必要としない
軽症者が44%を占めていました。



救急車を呼ぶか判断に困ったら・・・

全国版救急受診アプリ【Q助】

判断に迷ったときは
全国版救急受診アプリ
Q助(きゅーすけ)
をご活用ください!

緊急度の分類	必要な対応
	◎いまず救急車を呼びましょう 緊急度が高いと思われます。 今すぐ119番に電話してください。 ※「119番に電話する」のボタンから、すぐに119番に通報することができます。
	◎できるだけ早めに医療機関を受診しましょう 救急車を利用する程ではありませんが、早めに病院に行かれたほうが良いでしょう。
	◎緊急ではありませんが医療機関を受診しましょう 夜間でしたら翌日の診察でもかまいません。
	◎引き続き、注意して様子みてください 家庭での経過観察または通常診療時間内での受診を勧めます。

緊急時にも必要な対応ができるよう、ぜひ日頃お使いのスマホからインストールしておいてください。

福島県救急電話相談「#7119」

福島県では、令和5年4月1日から24時間365日体制で急な病気や怪我をした際に専門家から助言を受けられる相談サービスを開始しました。

病院に行くべきか、救急車を呼ぶべきかなど判断に困った時にも助言を受けることができます。

※15歳未満の方の相談は、別途専門窓口を設けています。
(#8000または024-521-3790)



※ WEB、アプリどちらでも利用できます。

